

河南町男女共同参画推進条例

公布：平成25年3月13日 条例第2号

施行：平成25年4月1日

前文

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、私たちは、性別に関わりなく個人として尊重され、平等な扱いを受ける権利を有しており、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は、男女共同参画社会基本法の制定を契機として、さらに国際社会における取組とも連動しつつ着実に進められている。

河南町でも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合う社会の実現をめざし、様々な施策を展開してきた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、あらゆる分野で男女が対等に参画し、共に責任を分かち合い、支え合う男女共同参画社会を実現するためには、なお一層の努力が必要である。

また、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、男女が共に幸せに暮らせる地域社会を築くためには、住民一人ひとりの仕事と生活の調和が必要であり、職場をはじめ地域や家庭等での取組が求められている。

ここに河南町は、男女共同参画社会の形成を重要課題と位置づけ、男女共同参画の理解を深めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の協働により、男女が共に能力を発揮し、それぞれの個性が輝く社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、住民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこ

とをいう。

- (2) 住民 町内に居住する人、通勤又は通学をする人及び町内で活動する人をいう。
- (3) 事業者 町内において、営利又は非営利を問わず、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育活動に携わる人をいう。
- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を提供することをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動により、当該言動を受けた相手に不快感若しくは不利益を与えること又は就業環境や学習環境等を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はかつて配偶者であった者に対する身体的、精神的、社会的、経済的若しくは性的な暴力的な行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 町における施策又は事業者若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女は、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等その他の家庭生活における活動を共に協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、その動向と協調すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 町は、男女共同参画の推進に関し、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、推進施策の実施に当たっては、住民、事業者及び教育関係者（以下「住民等」という。）と協力して取り組まなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、仕事と家庭その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、学校、地域、家庭等の相互の連携を図り、男女共同参画の推進に配慮するとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、次に掲げる人権侵害を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(4) 性同一性障がい有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に対する人権侵害

(情報への配慮)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力行為その他性別による差別的取扱いを助長する表現を行わないよう配慮するものとする。

(推進計画の策定等)

第10条 町長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。

2 町長は、男女共同参画プランの策定に当たっては、河南町男女共同参画推進審議会（河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号）別表に掲げる河南町男女共同参画推進審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くとともに、住民等の意見が反映されるよう適切な措置を講じるものとする。

3 町長は、男女共同参画プランを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画プランの変更について準用する。

5 町長は、毎年度、男女共同参画プランの進捗状況について公表しなければならない。

6 男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

（広報及び啓発）

第12条 町は、男女共同参画の推進について住民等の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

（活動等への支援）

第13条 町は、住民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

（積極的改善措置）

第14条 町は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、住民等と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

（推進体制の整備等）

第15条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（調査研究）

第16条 町は、推進施策の策定及び実施に関し必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、推進施策に反映させるものとする。

（苦情等及び相談）

第17条 住民等は、推進施策その他の町が実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情又は意見(以下「苦情等」という。)があるときは、その旨を町長に申し出ることができる。

2 住民等は、性別による差別的な取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたときは、町長に対し、相談の申出をすることができる。

3 前2項の規定による苦情等又は相談の申出があったときは、町長は、速やかに関係機関と連携し、適切に処理するものとする。この場合において、町長は、当該申出を処理するため必要があると認められるときは、河南町男女共同参画推進審議会から意見を聴き、関係機関に対し協力を要請するものとする。

(国際社会との協調・交流)

第18条 町は、国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進するとともに、住民等が国際交流を図ることなどができるよう支援に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。